

「区長への手紙」内容一覧（令和5年11月分）

企画部

月	日	内容	対応・考え方
11	30	「区長への手紙」の要綱に、回答の期限について記載があります。メールの收受と回答の日付時間は同様の取り扱いだと思うのですが、行政の例規にのっとった対応と理由を教えてください。	「区長への手紙」については、取扱要綱の規定に基づき広報課が收受を行い、企画部長より対応依頼を受けた各部長が收受の日から1週間以内に提出者に対して回答しています。なお、原則として執務時間内に対応しています。

総務部

月	日	内容	対応・考え方
11	13	納税は何のためにするのですか。区の見解を教えてください。	区では、区民の日常生活と密接に結びついた多くの行政サービスを行っており、特別区税は行政サービスを運営するための根幹となる財源です。そのような特別区税について、地方税法・中央区特別区税条例に基づいて賦課し、納めていただいています。

区民部

月	日	内容	対応・考え方
11	24	メモリアルフォトコーナーについて、すてきなパネルなのに、パネル内の絵の見上げるような画角に反して床置きなので設置場所が低過ぎ、前に立つとほぼパネルが隠れてしまうのが惜しいと思います。1メートルほど高く設置して、平均身長の大人の男女が前に立った時にパネルも映えるようにしてほしいです。	パネルの設置は、安全面・耐久性を考慮し床に直置きすることとしました。今回のフォトコーナーは区で初めての取り組みであり、至らない点もあるかと思いますが、ご理解のほどお願いします。今後は、利用された方々の意見を踏まえ、配置について検討します。
11	30	区役所に住民票コードを確認しに行った際、有料で住民票を発行しないと教えられないと言われました。理由は生まれた時に一度通知しているからとのこと。他の自治体は、本人確認書類を持参すれば窓口で無料で教えています。有料でしか教えないのは住民サービスとして不適切だと思います。	区では、住民基本台帳法により住民登録のある方に住民票コードを附番し、通知書を郵送で送付しています。住民票コードは区民を識別するために設定されている固有の番号で、個人を特定できるためその取り扱いには慎重を期する必要があるため、複数回交付は行っていません。

福祉保健部

月	日	内容	対応・考え方
11	1	障害があり、学年が上がっても留守番ができない子どもの放課後の居場所確保のための合理的配慮として、優先利用枠の設定を要求します。行政は合理的配慮の要求に対し、過剰な負担がない限り提供義務があります。提供できない理由を明示してください。	学童クラブは、保護者の就労状況などに応じて必要度を指数化し、指数の高い方から入会を決定する仕組みをとっています。障害のあるお子さまの場合は、調整指数を加点するなどの配慮を行っています。
11	7	民間と公設の学童クラブの併願が可能になりましたが、民間の学童クラブの申込期限が11月18日であるのに対し、11月6日現在で公設の学童クラブの申込案内が開始されていません。また、プレディプラスの申し込み方法や時期も示されていません。来年度以降は、ロードマップを作るなど整理してほしいです。	公設学童クラブおよびプレディの申し込みは、現在準備を進めているところで、11月下旬に案内予定です。また、令和6年度は、区内4校で「プレディプラス」事業を実施します。今回頂いた意見を踏まえ、次年度における申し込み方法や時期については、検討していきます。
11	14	出産後すぐに、障害者福祉課で子どもの障害について相談したところ、医療費のことだけ聞かされました。最近、特別扶養児童手当について知りましたが、なぜあの時教えてくれなかったのですか。準備や申請に時間がかかり、さかのぼって申請はできません。案内不足で不利益を被るのは疑問です。	障害者手帳は、乳幼児の場合、障害の種類に応じて、障害の程度が判定可能となるおおむね3歳以降に申請の案内をしています。次に、特別児童扶養手当は、医師の診断書などにより障害の程度が判明された時点でご案内しています。

11	14	従前住居は取り壊され、これから完成する再開発建物に入居する予定です。子どもが車いすを日常使用しているため、出入口拡大など設計の相談が始まりましたが、再開発の新築住居の場合、住宅設備改善費の給付適用外と説明されました。再検討をお願いします。	現在、障害者福祉課にて対応中です。
11	16	東京都ベビーシッター利用支援は、月の利用時間や対象年齢に区独自の制約があります。各家庭の状況で月の必要度は異なります。また、小学生の子どもの送迎などのサポートに使いたい時もあります。制度を柔軟に活用するために、月当たりの制限なく、小学生まで利用できるようにしてください。	本事業は、産後うつや孤立化などに対応するため子育て支援策として導入しました。そのため、家庭の状況に応じて継続的に利用することを想定し、1カ月当たりの利用上限を設けています。小学生の習い事などの送迎は、ファミリー・サポート・センター事業も活用しつつ、対応をお願いします。
11	16	中央区をはじめ都心区は非常に地価が高いため、民間運営の障害者雇用支援サービス事業所では十分なスペースを確保することができません。障害者の区内企業雇用を促進するためにも、事業所に対し、建物賃借料など区独自の補助をしてもらえませんか。	区では、区内障害福祉サービス事業所に対し、運営費の一部を助成しています。一方、区内には、一般企業への就職を希望する方が通所する就労移行支援サービスを提供する事業所は3事業所あり、いずれも定員を超える状況ではないとのことです。こうした状況を踏まえ、区では新たな補助事業を考えていません。
11	17	日本橋地区にある区立保育園では、前の歩道に駐輪することを許容していて、「駐車する際は隅に寄せてください。」という張り紙をを張っています。朝は多くの駐輪が見られ、歩行の妨げとなっています。早急に駐輪を一切禁じる処置をしてください。	ご不便・ご迷惑をお掛けしたことをお詫びします。早速、保護者に対して、歩道への駐輪をやめ施設の駐輪場を利用するよう案内するとともに、園内での掲示や注意喚起を行うなど、引き続き適正な利用を呼びかけていきます。
11	20	毎日、生活時間をやりくりし共働きで子育てしています。外部の手を借りたい時に利用するのは東京都ベビーシッター利用支援事業ですが、区には月の利用回数や利用時間に独自の制約があり、対象は未就学児のみです。各家庭の状況に応じ柔軟に活用できるような制度にしてください。	本事業は、産後うつや孤立化などに対応するため子育て支援策として導入しました。そのため、家庭の状況に応じて継続的に利用することを想定し、1カ月当たりの利用上限を設けています。小学生については、学童クラブやプレディなどの放課後児童対策を推進しています。
11	21	保育園の入園申し込みのため、復職のタイミングと申込月での点数の違いを電話で2回確認しました。実際に窓口で入園申し込みをすると、電話とは違う回答でした。家族のライフプランを真剣に検討し申し込みをしたのに、電話での回答が誤りというのは受け入れることができません。	誤った説明により、ご迷惑をお掛けしたことを深くお詫びします。相談内容に沿った明確・適切な対応を心掛けるよう徹底するとともに、今後は、窓口や電話対応時の回答内容を詳細に記録した上で共有するなどの再発防止策を講じます。
11	22	東京都ベビーシッター利用支援事業について、区には月当たりの利用時間や利用時間帯に独自の制約があります。また、対象は未就学児に限られています。各家庭の状況に応じて柔軟に活用するため、この補助を利用時間の制限なく、小学校6年生まで利用できるようにしてください。	本事業は、産後うつや孤立化などに対応するため子育て支援策として導入しました。そのため、家庭の状況に応じて継続的に利用することを想定し、1カ月当たりの利用上限を設けています。小学生については、学童クラブやプレディなどの放課後児童対策を推進しています。
11	24	東京都ベビーシッター利用支援事業について、区独自の利用時間の制約があり、対象は未就学児に限られています。各家庭の状況に応じて柔軟に活用するため、利用時間の制限なく小学生まで補助を利用できるようにしてください。また、認可外保育所通園児への助成も検討してください。	本事業は、産後うつや孤立化などに対応するため子育て支援策として導入しました。そのため、家庭の状況に応じて継続的に利用することを想定し、1カ月当たりの利用上限を設けています。小学生には、学童クラブやプレディなどの放課後児童対策を推進しています。また、認可外保育施設の保育料補助は保育環境を含めて総合的に検討していきます。

11	24	東京都ベビーシッター利用支援事業について、利用時間に関する区独自の制約を撤廃し、小学生まで補助を利用できるようにしてください。当制度を利用する目的は子育ての孤立や産後うつ対策だけではありません。各家庭の状況に応じて柔軟に活用できるよう、制度を整備してください。	本事業は、産後うつや孤立化などに対応するため子育て支援策として導入しました。そのため、家庭の状況に応じて継続的に利用することを想定し、1カ月当たりの利用上限を設けています。小学生については、学童クラブやプレディなどの放課後児童対策を推進しています。
11	27	東京都ベビーシッター利用支援事業の補助を各家庭の状況に応じて柔軟に活用するため、区独自の制限なく、24時間365日、小学生まで利用できるように拡大してください。	本事業は、産後うつや孤立化などに対応するため子育て支援策として導入しました。そのため、家庭の状況に応じて継続的に利用することを想定し、1カ月当たりの利用上限を設けています。保育や居場所の必要な小学生には、学童クラブ、プレディ、児童館の活用を想定しています。
11	27	東京都ベビーシッター利用支援事業について、区には月当たりの利用時間や利用時間帯に独自の制約があります。また、対象は未就学児に限られています。各家庭の状況に応じて柔軟に活用するため、この補助を利用時間の制限なく小学生まで利用できるようにしてください。	本事業は、産後うつや孤立化などに対応するため子育て支援策として導入しました。そのため、家庭の状況に応じて継続的に利用することを想定し、1カ月当たりの利用上限を設けています。小学生については、学童クラブやプレディなどの放課後児童対策を推進しています。
11	27	東京都ベビーシッター利用支援事業について、区には月当たりの利用時間や利用時間帯に独自の制約があります。また、対象は未就学児に限られています。各家庭の状況に応じて柔軟に活用するため、この補助を利用時間の制限なく小学生まで利用できるようにしてください。	本事業は、産後うつや孤立化などに対応するため子育て支援策として導入しました。そのため、家庭の状況に応じて継続的に利用することを想定し、1カ月当たりの利用上限を設けています。小学生については、学童クラブやプレディなどの放課後児童対策を推進しています。
11	27	認可保育園の利用ルール（一人の子どもが病気で休んでいる時・育休中のルール）は、各園で違いがありますか。特に多子家庭にとってはルールが違うことが保育園の便利さに大きく関わってくるため、違いがある場合は、利用ルールを直接聞かなくても分かるようにするか、認可保育園は全く同じルールにして保育のしおりに具体的に明記してください。	病児保育や育児休業中のご家庭についてはさまざまな事情があるものと認識しています。区としては各園に対し、各ご家庭の状況をよく聞いた上で柔軟に対応するよう指導しており、「保育園のぐああんない」には、認可保育園の統一した利用ルールを明記するのではなく、現在の書き方としています。
11	27	東京都ベビーシッター利用支援事業について、区には月当たりの利用時間や利用時間帯に独自の制約があります。また、対象は未就学児に限られています。仕事と育児の両立を柔軟にするため、この補助を利用時間の制限なく小学生まで利用できるようにしてください。	本事業は、産後うつや孤立化などに対応するため子育て支援策として導入しました。そのため、家庭の状況に応じて継続的に利用することを想定し、1カ月当たりの利用上限を設けています。小学生については、学童クラブやプレディなどの放課後児童対策を推進しています。
11	27	東京都ベビーシッター利用支援事業について、区には月当たりの利用時間や利用時間帯に独自の制約があります。また、対象は未就学児に限られています。各家庭の状況に応じて柔軟に活用するため、この補助を利用時間の制限なく小学生まで利用できるようにしてください。	本事業は、産後うつや孤立化などに対応するため子育て支援策として導入しました。そのため、家庭の状況に応じて継続的に利用することを想定し、1カ月当たりの利用上限を設けています。小学生については、学童クラブやプレディなどの放課後児童対策を推進しています。
11	27	ベビーシッター利用支援事業は、区の制約が多く困っています。月の上限があり、月末のキャンセル分が翌月に繰り越せません。利用時間帯の制限もあるため、深夜帯の利用はできません。制限を設定する理由が聞きたいです。また、学童の関係から、4月以降は小学生まで利用の対象を拡大してください。	本事業は、産後うつや孤立化などに対応するため子育て支援策として導入しました。そのため、家庭の状況に応じて継続的に利用することを想定し、1カ月当たりの利用上限を設けています。小学生については、学童クラブやプレディなどの放課後児童対策を推進しています。

11	27	東京都ベビーシッター利用支援事業について、区には月当たりの利用時間や利用時間帯に独自の制約があります。また、対象は未就学児に限られています。各家庭の状況に応じて柔軟に活用するため、この補助を利用時間の制限なく小学生まで利用できるようにしてください。	本事業は、産後うつや孤立化などに対応するため子育て支援策として導入しました。そのため、家庭の状況に応じて継続的に利用することを想定し、1カ月当たりの利用上限を設けています。小学生については、学童クラブやプレディなどの放課後児童対策を推進しています。
11	27	京橋地区にある公衆トイレに、人が住んでいません。コロナ禍前からいるように思います。荷物も持ち込んでいて公衆トイレを使いづらいと思います。もうだいぶ長いことと思いますが、区では対応をしないのですか。	路上生活者の人権に配慮しつつ、毎週の巡回相談などによる福祉制度の利用の案内を継続するほか、荷物などで不法に占拠することのないよう引き続き指導、警告を行うとともに、都、警察署などの関係機関と連携を図りながら、地域の環境向上や本人の自立に向けた支援に努めます。
11	27	区の延長保育では、子どもにお菓子程度の補食しか提供されません。他区は設定時間を過ぎる日は補食か夕食を選べる園があると聞きました。お迎え後の夕食となると、子どもには遅い時間になり負担になります。有料でよいので、夕食が食べられるように選択肢を増やしてください。	区では、夕食の時間を家庭での貴重なコミュニケーションの場と考えているため、夕食の妨げにならない分量の補食としています。夕食提供の早期実施は困難ですが、お子さまの成長と負担軽減の両立を図れるサービスのあり方を検討していきます。
11	29	東京都ベビーシッター利用支援事業について、区には月当たりの利用時間や利用時間帯に独自の制約があります。また、対象は未就学児に限られています。各家庭の状況に応じて柔軟に活用するため、この補助を利用時間の制限なく小学生まで利用できるようにしてください。	本事業は、産後うつや孤立化などに対応するため子育て支援策として導入しました。そのため、家庭の状況に応じて継続的に利用することを想定し、1カ月当たりの利用上限を設けています。小学生については、学童クラブやプレディなどの放課後児童対策を推進しています。
11	29	現在の学童クラブの利用審査は選考指数などの逆転現象が起きるため、選考指数・調整指数・優先順位に基づき順序の高い者から第1希望の施設に入所させて、満員の場合は第2希望の施設に入所とする方式にしてください。また、合理性のある指摘を受けた場合に修正がきく日程で、運用方針を公開してください。	学童クラブごとに利用審査を行っているため、第1希望の申込状況によっては、指数の高い方でも選考から外れてしまう可能性があります。ご意見を踏まえ、来年度の募集については改善に向けて検討していきます。

高齢者施策推進室

月	日	内容	対応・考え方
11	8	現在、マイホームはるみの指定管理者選考が行われている段階だと思います。現在の指定管理者は入所者に対してずさんで不適切であるため、このような状態では指定管理者として継続させるのは不適切であり、区民の利益にも反すると考えます。	指定管理者の選考については、学識経験者などの委員を構成員とした選定委員会により、公平かつ適正に選定を行っています。今後も区では、マイホームはるみの利用者に対して常に丁寧な対応を心がけ、快適に利用いただけるよう指定管理者とともに努めます。
11	13	マイホームはるみにはピアノがありました。マイホーム新川にはありません。ピアノの音は心を優しく和ませます。マイホーム新川でも、ボランティアによる音楽会などがありますが、ピアノの音が加わるとさらに楽しくなります。ぜひピアノを設置してください。	ご要望のピアノについて、マイホーム新川では、移動することができる電子ピアノを1台所持しています。本物のピアノに近い音を出すことができる電子ピアノで、イベントなどで活用しています。また、ボランティアの方にも希望があれば貸し出しを行っています。
11	15	高齢者が月に何度かマッサージの施術を受ける機会を区がつくってください。経費節減のためタオルなどは持参し、施術を受けやすい服装で、高額でなければ負担金を徴収してもよいと思います。また、健康寿命も延びていますので、高齢者向けの「ウォーキング教室」を開いてください。	現在各いきいき館にて、月1回、敬老マッサージのサービスを実施しています。その他、マッサージ機も各館に常設しています。また、ウォーキング教室に関しては、各館で行っているエクササイズ講座で歩く運動を取り入れています。歩く姿勢や靴の選び方をメニューに入れることについては検討していきます。

保健所

月	日	内容	対応・考え方
11	6	勝どき地域にある「路上禁煙」の立て看板について、上部の固定が外れて倒れています。新規の物に交換するなどして補修をしてください。この周辺は歩きたばこの人が多く、看板は引き続き必要です。	現地を確認し、新しい立て看板に交換しました。区では、引き続き巡回パトロールを強化し、ルールを守らない喫煙者に対しては行政指導を行うなど、喫煙禁止場所での禁煙の徹底を図ります。
11	8	湊にあるビルでは、道路の近くにむき出しで灰皿を置いてたばこを吸わせています。屋根があったかは分かりませんが、実態を調べて、指導とビルへの情報提供をしてください。	ご指摘のビル管理者に対し、複数回にわたりビル敷地内の灰皿を撤去するとともに、喫煙ルールおよび指定喫煙場所利用の周知を従業員に行うよう指導しました。後日現地を確認し、灰皿が撤去されていることを確認しました。
11	13	勝どき地域に設置していた「路上喫煙禁止」の看板の本体が、枠の一部とロープを残してなくなっています。現状を確認の上、再度設置してください。マンション周辺での路上喫煙がなくなりませんので、引き続き看板が必要です。	現地を確認し、立て看板を2カ所設置しました。また、陸橋の中央分離帯については、都に協議の上、注意喚起の掲示を5カ所設置しました。区では引き続きパトロールを強化し、ルールを守らない喫煙者に対しては行政指導を行うなど、喫煙禁止場所での禁煙の徹底を図ります。
11	20	路上喫煙、たばこの吸い殻のポイ捨てが目立ってきました。特に、観光地と化している築地4丁目交差点周辺の汚れはひどいありさまです。外国人だけでなく、日本人の喫煙も多いです。クリーンな区とは言い難い現況の改善をお願いします。	ご指摘の場所周辺での喫煙は条例で禁止していることから、巡回パトロールを実施するとともに、吸い殻拾いを実施しています。また、路上などの喫煙禁止場所での喫煙を防止し、喫煙ルールを順守してもらうため、分煙環境の確保に努めます。
11	21	勝どきの飲食店は、店舗の外と隣接する建物の間にカーテンを取り付けたスペースで調理しています。カーテンを付けているので見えにくいのですが調理器具も置かれています。外での調理のため、臭いが漏れ虫やネズミが寄ってきているようです。現地調査と注意勧告をお願いします。	当該飲食店に立ち入り、調査したところ、店舗外で魚の下処理を行っているのを確認しました。営業者に対し、調理行為は許可のある屋内の調理場で行うよう指導し、衛生指導注意票を交付しました。
11	22	桜川公園の公衆トイレ・ごみ箱付近で喫煙している人がいて、子どもやペットの散歩ができません。また、八丁堀の路地の自動販売機の前には多くの喫煙者がいます。区は1年以上前から注意や対策を講じていますが、改善が見られないので、別の対策をしてください。	桜川公園は、ご指摘の時間帯の巡回パトロールを強化し、公園管理者と掲示物を設置するよう協議を進めています。八丁堀の路地は、灰皿の設置者に複数回にわたり訪問・指導し、後日灰皿が撤去されたことを確認しました。
11	29	区の路上でV A P Eを吸っていたところ、緑の制服の方に注意を受けました。たばこではないと言っても聞き入れてもらえず、非常に不快な思いをしました。東京都受動喫煙防止条例ではV A P Eは規制の対象外ですが、区でも路上喫煙の対象外ですか。禁止であれば、条例に記載してください。	「V A P E」は区条例で規制されるものではありませんが、見た目の区別がつきにくく、喫煙者と非喫煙者間でトラブルに多々発展していることなどを踏まえ、公共の場所において喫煙をしないよう努めてほしい旨を伝達するよう指示しています。
11	30	海外の旅行者や仕事などで区を訪れる人の路上喫煙が多く見られます。居住者は区の条例を意識していますが、外部の人には、周知徹底されていないので、公共の喫煙所の設置・路上喫煙禁止の看板の設置やオフィスの喫煙スペース設置の義務化と喫煙所からの煙や臭い対策もお願いします。	区条例に基づき、巡回パトロールの強化、立て看板や路面シートなどの設置、分煙環境の確保などさまざまな取り組みを行っています。ご指摘の指定喫煙場所については、公園利用者などに受動喫煙が生じないように、利用ルールの徹底を図ります。

環境土木部

月	日	内容	対応・考え方
11	2	江戸バスの車中、停留所、ホームページにある路線図は文字が小さく色の表示が見づらいです。もっと大きな文字で、色は墨色をお願いします。	電話にて「ルート変更に合わせて、路線図や江戸バスマップの記載内容について見直す予定である。」旨回答し、了承を得ました。
11	6	箱崎公園内の手洗い、水飲み用の水道の排水が詰まっています。砂遊びの後に手を洗うのに不便です。改善をお願いします。	清掃業者が作業中に排水の詰まりを発見し、区に報告がありました。これを受け、集水桝および排水管の清掃を実施しました。これにより、水飲み場の排水の詰まりが解消されたことを確認しています。
11	6	以前、区でシダレヤナギの苗木を配布するイベントがありました。区役所に問い合わせところ、現在は配布していないとのことでした。シダレヤナギの育成は情操教育としても効果的だと思うので、苗木の配布を再開してください。	電話にて「ヤナギの苗の配布は、銀座柳まつりのイベントで地域団体が配布していたが、2019年開催をもってイベントは休止となっている。区では、苗木の即売会を開催し、身近で育てやすいブルーベリーなどを配布し、緑の普及啓発に努めている。」旨回答し、了承を得ました。
11	7	江戸バスに乗車しようとした際、運転手が誤ってドアを閉めました。ドアをたたいて知らせたところ、「ドアはコンピュータ制御されているからたたかないでください。」と言われました。運転手がドアの方を見ていなかったのに、誤ってドアを閉めたことをどのように伝えればいいのか。	ご指摘を受け、区から運行事業者に対し指導を行いました。運行事業者では、江戸バスの運転手に対し、バス停で待っている方をしっかりと確認した上でドアの開閉を行うようにすることと、接遇向上に向けた指導を再度厳しく行ったとの報告を受けています。
11	8	明石町にある病院周辺の歩道は、駐輪が多いです。特に病院の東側の歩道は駐輪がひどく、歩道が狭くなり景観も良くありません。対策を検討してください。	当該箇所に放置してある自転車については、現地を確認し駐輪禁止を周知するカラーコーンを設置しました。また、当該病院の建物管理部署に対して、施設利用者に向けた放置自転車禁止の周知および建物西側の駐輪スペースへの利用案内の実施を要請しました。
11	13	電動アシスト自転車補助金の現況、検討状況、または今後の予定を教えてください。	区では、交通安全対策として自転車ヘルメット購入補助事業を開始しましたが、自転車本体や電動アシスト自転車購入補助については実施や検討を行っていません。
11	13	京橋公園前の歩道にあるごみ収集所が、カラス、ハトに荒らされ、だいぶ散らかっています。見ただけで嫌な気持ちになり、ハト、カラスが群がり歩行の妨げになっています。ごみだしのルールを的確に指示し、ルールを守るよう、地域への通知や連絡をお願いします。	電話にて「当該公園前の歩道にあるごみ集積所周辺の建物にビラ125枚を配布し、当該集積所の現状周知および改善を求める。」旨回答し、了承を得ました。
11	15	黎明橋公園の芝生はペット立ち入り禁止なのに、ペットを散歩させたり、撮影会のような事をしている人がいます。また公園内を長いリードで散歩させている人もいます。安心して小さな子どもを連れて行けません。他区のように公園内はペットを連れての立ち入りを禁止にしてください。	当該公園の芝生広場は、芝生への影響や衛生面を考慮しペットの連れ込みは禁止していますが、それ以外の場所については禁止していません。改めて禁止事項や利用マナーを分かりやすく周知するとともに近隣のわんわん広場の利用も周知します。

11	20	金曜日の深夜にごみ収集車が段ボールを回収していました。区では見かけない大きい車で、会社名の掲示はありませんでした。また最短ルートでの回収ではなく、何度も同じ道を回っていました。区は土曜日の朝までに資源ごみを出せばよいので、持ち去りではないかと怪しく思いました。	区では深夜の資源の収集委託を行っていないため、区が指定するもの以外の収集が行われていることとなります。そのため、ふれあい指導班が、ごみ集積所の前の電柱に資源持ち去り行為を禁止する警告の掲示を行いました。
11	21	月島地区にある通りは夕方車道が車両通行止めとなりますが、自転車がスピードを出して通行しています。歩道にも自転車が走り、一部の店舗が歩道の両脇に椅子を置くため、歩行者は通行が困難です。自転車を車両扱いしないならば、自転車は車道、歩行者は歩道、と色分けしてください。	夕方の通行止め時間帯には、通行に関する危険性の認識が薄れ、スピードを出して通行する自転車も見受けられることから、注意看板の設置やパトロール、交通安全キャンペーンの機会を通じた自転車ルール周知徹底を図ります。また、歩道上の店舗の椅子は、警察署、商店振興組合と連携して撤去するよう指導します。
11	21	区内の自転車対歩行者事故は、全国平均を上回っています。運河公園を歩くと、危険な自転車走行が多く、注意表示を守らない利用者の多さがこの数字に表れています。この現状で自転車活用を推進する意義を教えてください。エコの推進のために歩行者の安全を犠牲にしないでください。	自転車は身近な交通手段である一方、乗車の際の信号無視や歩道での迷惑行為などは、重大な交通事故に直結する危険な行為です。そこで、区は警察署と連携して、交通安全運動や各種キャンペーンなどの機会を捉えて、安全教育を推進しています。今後も警察署と連携し、交通ルール順守の徹底を図ります。
11	27	京橋地区にある公衆トイレに、人が住んでいます。コロナ禍前からいるように思います。荷物も持ち込んでいて公衆トイレを使いづらいと思います。もうだいぶ長いことと思いますが、区では対応をしないのですか。	該当の路上生活者については区でも把握しており、本人に指導を行うとともに、本人が不在の場合は荷物に警告書を貼り付けし撤去を促します。また、月に1回、警察官も同行してパトロールを実施し、福祉相談を行うほか、施設の利用の提案を行っています。
11	28	築地市場駅地下駐輪場を利用していますが、一時利用が多く、定期利用は空いています。区は住宅が増えて住民も増えるので、一時利用を増やしたらどうでしょうか。	ご指摘のとおり、一時利用の自転車スペースは利用者が多いため利用率が高くなっている状況が見受けられます。こうした状況から、区では築地市場駅地下駐輪場の今後の利用状況をさらに把握し、利用実態に合わせた運用方法を検討します。
11	29	子どもを連れて公共機関を利用する際、優先席に対象ではない方が座っていてどいてくれません。混んでいる時間は邪魔そうに嫌な顔をされます。また、バスを降りる際、運転手の止め方が遠く、ベビーカーが倒れそうになったり、降りづらい時も多いです。	江戸バスでは、混雑時にはお客さま同士の譲り合いや配慮、ご協力がいただけるよう、車内アナウンスなどで周知に努めています。また、バスの停車位置については、道路や交通の状況に配慮しつつバス停に寄せて止めるよう、運行事業者に指導を行いました。

都市整備部

月	日	内容	対応・考え方
11	6	家屋が古いため、地震の際に倒壊しないか心配です。借地権の家屋で改築ができないため、家の中にシェルターを設置することを考えていますが、建築課に相談したところ、建具となり助成金がないそうです。身の安全を守る対策として、助成金の承認をお願いします。	耐震シェルターは、建物全体の耐震性を向上することができれば簡易補強工事として助成制度の対象としています。問い合わせの耐震シェルターは、メーカーに確認したところ、建物の耐震性の向上を図るものではないとのことでした。以上の点を踏まえて、地主の方と協議をお願いします。
11	9	住宅使用料が改定されたので、住宅課に改定の理由と算出方法を聞きました。その時の最初の職員は、明確な回答をせず、別な職員に代わってもらい使用料の算出方法を聞いたのですが、人を見下した暴言ともとれる説明をされ、怒りを感じました。謝罪を求めます。	家賃補助算定の説明について、職員の対応に至らない点があり、不快な思いをさせてしまい深くお詫びします。対応した職員に、問い合わせや要件の内容を詳細に確認し、礼を失した態度にならないよう改めて指導しました。

11	9	アスベスト補助金を国から受け取れる制度を、区に作ってください。自宅をリフォームをする際、アスベスト調査と処理の見積もりが、高額で困惑しています。国の補助金は、各自治体を通し配付されますが、区にはその制度がないので受けられません。	区では、平成17年度から平成24年度までアスベストの調査に対する補助制度を設けていましたが、制度を利用せず調査を行う方が増加し利用者数が減少したため、現在では廃止しています。今回のご意見を参考に、引き続き補助制度について調査、研究していきます。
----	---	--	--

教育委員会事務局

月	日	内容	対応・考え方
11	6	浜町公園への日本橋中学校仮校舎建設の説明会に課長級職員が出席され説明されていましたが、それでは不十分ではないですか。	当該公園内の仮校舎整備については、地域住民や公園利用者に多大な影響が生じると考え、住民説明会では、各所管の責任者である教育委員会事務局次長および各課長が説明をしました。
11	7	特別支援学級がある月島第二小学校は晴海地区からは遠いため、新設の晴海西小学校に特別支援学級を設置してください。	月島地域では、特別支援学級の児童数増加に対応するため、令和7年度に月島第三小学校への設置を予定しています。晴海西小学校は、当初の想定を超える児童の入学が見込まれ、将来的に教室が不足する可能性が高く、特別支援学級の安定的な運営が難しいことから、同校に設置することは困難です。
11	22	本の森ちゅうおうは、パソコン使用が可能なエリアが少なく、分かりにくいです。エリア外と知らずにパソコンを使用していた人に、他の利用者が何度も注意するのを見て気分が悪くなりました。利用者同士が注意するのではなく、巡視員や職員が注意するよう周知してください。	読書に専念できる環境確保のため2、3階の閲覧席はパソコン使用を禁止しており、座席に注意表示と使用者には職員などが随時注意をしています。利用者間のトラブルにならないよう周知や職員による注意を強化し、快適な読書環境の維持に努めます。
11	24	子どもが通う予定の区立小学校の運営について、伝統や利害関係にとらわれない学校運営を実施してください。PTAの運用や標準服を含む服装に関する事などについて、適切な対応をしてください。	PTAに関する事項は開校以降に学校や保護者が協議していくものであり、任意の社会教育関係団体であることからコメントできません。また、服装は指定するものではありませんが、安全面や生活面などを踏まえ、子どもたちがより良い学校生活を送れるよう学用品としてご提案しているものです。
11	24	日本橋地域にある区立小学校について、特認校制度を利用して月島地域以外から通学する児童に対してもスクールバスを運行してほしいです。スクールバスは、電車通学の危険性を考慮して運行しているのだと思います。親としては、スクールバスがあるととても安心です。	月島地域からの特認校への通学は、距離が離れていることや交通機関の乗り換えが必要であるなど、児童にとって困難を伴うことから、スクールバスを運行しています。学校周辺の道路や交通状況などを踏まえると、台数増により円滑な発着が困難となるため、日本橋地域からの運行は難しい状況です。
11	29	下校時に都バスを利用する区立小学校の児童は、乗車マナーがひどいです。教員やPTAがバス停にいることもありますが、同乗はしないので、乗車中の状況を把握していないと思います。マナーが向上しないのであればスクールバスを出した方がよいと思いますので、検討してください。	区立小学校では、公共交通機関利用時のマナーについて日ごろから指導に努めていますが、児童の行動に結びついていないこともあり、改めて学校に注意喚起しました。スクールバスは、学校周辺での駐車スペースの確保の可否などを考慮して運行を検討しています。

区議会議会局

月	日	内容	対応・考え方
11	17	区は総務省自治行政局行政課長より、平成30年4月25日付けで地方自治法245条の4第1項に基づく技術的な助言を収受していると思いますが、技術的な助言に対応しない理由を教えてください。	会議録公開までには、速度が求められる一方、正確性も求められるものと認識しています。音声認識技術の活用により会議録作成に係る効率化が図られている事例もあるので、そういうものも参考にし、公開までの期間の短縮に向けて研究していきます。